

客船受入等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

客船受入等委託業務

(2) 事業の目的

高知港へ寄港する客船等（以下「客船等」という。）の乗船客、乗組員に高知港においてスムーズに乗下船を行い、観光を楽しんでいただけるよう受入体制を整えるとともに、高知の良さをPRできるおもてなし（歓迎行事、お見送り、その他イベント等）を行うことにより、客船等の寄港の定着化、新たな客船等の誘致、さらには、高知県への観光客のリピーターの確保につなげる。

また、宿毛湾港における客船受入時において国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、保安対策を実施する。

(3) 事業内容

令和7年度に高知港への寄港が見込まれる客船等90回、及び宿毛湾港への寄港が見込まれる客船等6回の寄港時の受入に係る事前調整、実施及び報告書の作成。

ただし、寄港回数が変動した場合は、それに応じて契約の変更を行うことがあります。

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

201,683千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「客船受入等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整

わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 高知県内に営業所を置く者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) 複数の事業者により構成された団体からの共同提案（共同企業体としての提案を含む）を行う場合は、構成メンバーの代表者（幹事者）は（1）から（7）までの条件を満たす者とし、代表者を除くその他の構成メンバーは（2）から（7）までの条件を満たしていること

6 説明会

説明会の開催に代わり、高知県港湾振興課のホームページに説明動画を掲載

7 質疑と回答

質疑は令和7年1月20日（月）午後5時まで（必着）に別紙様式－1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式2－1、2－2）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2-1	参加申込書	A 4 縦	1 部
2-2	共同提案者一覧	A 4 縦	1 部
	法人概要書	A 4 縦	1 部

※以下、該当がありましたら提出してください。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
	「高知県ワークライフバランス推進企業 認証書」の写し	A 4 縦	1 部
	「基準適合一般事業主認定通知書」又は 「基準適合認定一般事業主認定通知書」の 写し	A 4 縦	1 部
	【障害者雇用について法定雇用率制度の 適用がある場合】 直近の障害者雇用状況報告書の写し (公共職業安定所の受付印のあるもの)	A 4 縦	1 部
	【障害者雇用について法定雇用率制度の 適用がない場合】 障害者雇用誓約書	A 4 縦	1 部
	「環境マネジメントシステム登録証」の写 し	A 4 縦	1 部
	「エコアクション 21 認証・登録証」の写 し	A 4 縦	1 部
	「エコアクション 21 認証・登録証」の写 し	A 4 縦	1 部
	「こうち SDGs 推進企業登録証」の写し	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 5 時（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県 土木部 港湾振興課

(2) 資格要件の確認

高知県土木部港湾振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 7 年 1 月 28 日

(火) までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「客船受入等業務委託のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「客船受入等委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年2月21日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和7年1月9日（木）	募集開始
令和7年1月20日（月）	質疑書提出〆切 午後5時（必着）
令和7年1月24日（金）	参加申込及び資格確認書類提出〆切 午後5時（必着）
令和7年2月10日（月）	企画提案書の提出〆切 午後5時（必着）
令和7年2月17日（月）	審査委員会（プレゼンテーション）（予定）
令和7年2月21日（金）	審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式－3に基づき行うものではなく、様式－3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 土木部 港湾振興課

担当者 坂本、山本、林

T E L 088-823-9890

F A X 088-823-9657

E-mail 175201@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を

納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。